

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市農林水産物地産地消促進計画（案）		
意見募集期間	自：令和4年 6月 7日(火) 至：令和4年 6月27日(月)	担当課局	観光課
案件の概要	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（いわゆる六次産業化・地産地消法）（平成22年12月3日法律第67号）第41条の規定に基づき、都道府県および市町村は促進計画を定めるよう努めなければならないとされています。</p> <p>本市では、平成22年度～24年度で「村上市地産地消推進計画」を、平成25年度～29年度で「村上市地産地消推進計画」を、平成30年度～令和3年度までの4ヵ年計画で「村上市産農林水産物利用促進計画」を策定し、計画に沿って本市の地産地消の促進を図ってきたところです。</p> <p>これまでの計画を引き継ぎながら、農林水産物のPRの強化や消費拡大を図ると共に、ブランド化、6次産業化の推進などを総合的に取り組み、農林水産業を起点とした地域活性化をより強固な形とするため、「村上市農林水産物地産地消促進計画」を策定したいと考えております。</p> <p>については、市民の皆様からご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら計画策定を進めてまいります。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	○目的 次の計画を策定する。 ・村上市農林水産物地産地消促進計画		
今後の予定	令和4年6月7日（火）～6月27日（月） 令和4年7月上旬 令和4年7月下旬	パブリックコメント実施期間 パブリックコメント結果の公表 計画の公表	
備考			